

公共土木施設における鉛等有害物含有塗膜の含有量等調査歩掛

令和 8 年 4 月

香川県土木部

公共土木施設における鉛等有害物含有塗膜の含有量等調査歩掛

1 適用範囲

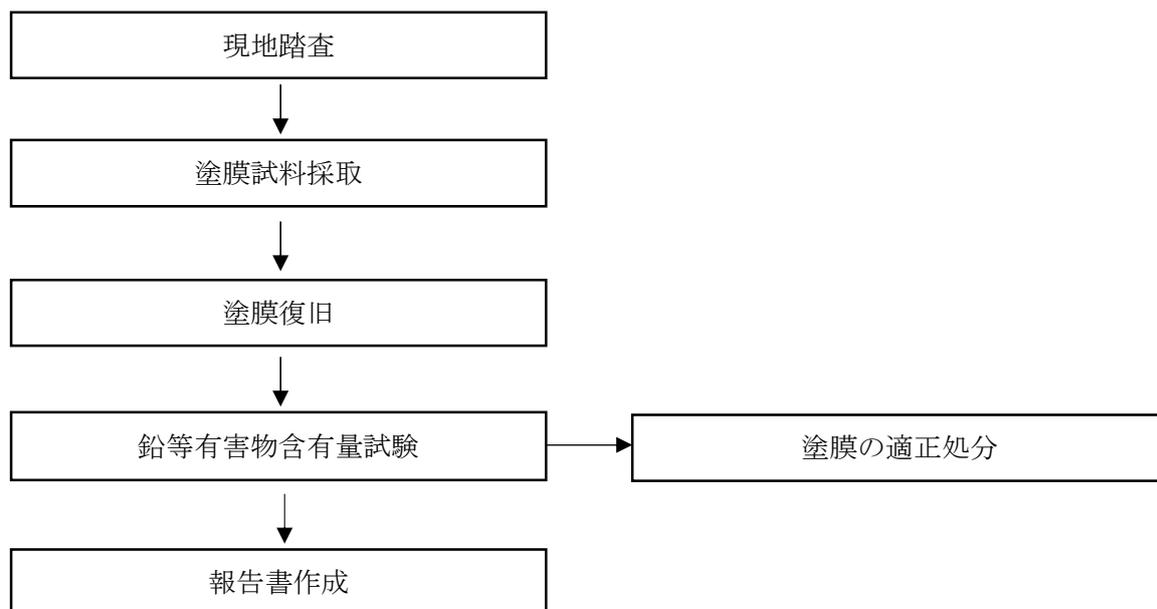
鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業(以下「剥離作業」という)における労働者の健康障害防止の徹底が厚生労働省より示されたことを受け、香川県土木部所管の公共土木施設において、塗膜の鉛等有害物の含有等の状況を確認するために実施する含有量等調査に適用する。

なお、対象施設は香川県土木部所管の公共土木施設のうち次の施設とする。

| 施設名称 |
|-----------------|
| 橋梁（鋼橋） |
| 河川管理施設（水門・樋門・堰） |
| 港湾施設（水門） |

2 調査手順

鉛等有害物の含有量調査及び溶出量調査は次の手順で実施する。



3 業務内容

1) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で調査職員が必要とする時点及び成果品納入時に行う。

- ・業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、塗膜調査に必要な資料等の貸与を行う。

- ・中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での調査終了時等の区切りにおいて、中間打合せを 1 回行うことを標準とする。

- ・成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

2) 現地踏査

調査に先立って現地踏査を実施し、対象施設における塗膜採取箇所、採取数量等について現地で確認する他、近接方法、塗膜採取方法等を検討する。

3) 塗膜試料採取

塗膜剥離剤を使用して、塗装の塗膜試料を採取する。なお、塗膜剥離剤の塗付は 2 回を標準とする。

4) 塗膜試料の鉛等有害物含有量試験

採取した塗膜試料に含まれる有害物について、鉛等有害物含有量試験を実施する。試験項目は以下のとおり。

| 分析項目 | 測定方法 |
|------|--|
| 鉛 | JIS K5674 : 付属書 A |
| クロム | JIS K5674 : 付属書 B |
| PCB | 「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)。なお、定量下限値は 0.5mg/kg 以下とする。 |

5) 塗膜くずの処分

塗膜剥離剤で除去した塗膜くずの廃棄にあたっては、有害物の含有量、性状等に応じて適正に処分を実施する。

なお、PCBが0.5mg/kgを超えて検出された場合はPCB廃棄物となり、施設を保有及び管理する者（発注者）が処分する必要がある。

6) 塗膜復旧

採取した塗膜部分の復旧塗装を実施する。

7) 報告書作成

本業務で得られた調査結果を報告書としてとりまとめる。

8) 仮設費

調査実施にあたり、近接できない場合は、高所作業車、橋梁点検車、足場等を使用して調査を実施する。

4 標準歩掛

1) 打合せ協議

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－ 調査、計画業務に準じる。

※中間打合せの回数は1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(1業務当り)

| | | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|-----------|-------|------|------|------|------|-----|
| 打合せ 協議 | 業務着手時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| | 中間 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| | 成果納品時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| 計 | | 1.5 | 1.5 | 1.5 | | |

(参考：R7.7 設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）調査、計画業務)

2) 現地踏査

(10施設当り)

| | | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|------|-----|------|------|------|------|-----|
| 現地踏査 | 外業※ | | 1.0 | 1.0 | | |
| | 内業 | | 0.5 | 1.0 | 1.5 | 1.5 |
| 計 | | | 1.5 | 2.0 | 1.5 | 1.5 |

※外業には、施設間の移動時間を含む。

3) 塗膜試料採取

(10施設当り)

| | | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|------------------|--|------|------|------|------|------|
| 塗膜試料採取(※1, 2, 3) | | | | | 10.0 | 10.0 |

※1 塗膜試料採取は、塗膜剥離剤を使用することとし、1施設当り2回塗りを標準とする。

※2 塗膜剥離剤の材料費は含まない。

※3 塗膜試料採取に係る施設間及び調査機関への移動も含む。

4) 塗膜試料の鉛等有害物含有量試験

| 試験項目 | 分析項目 | 費用 (円/検体) | 備考 |
|-------|------|-------------|---------------------|
| 含有量試験 | 鉛 | 土木工事積算単価表参照 | 諸経費 (全間接費) の対象として計上 |
| | クロム | | |
| | PCB | | |

5) 塗膜くずの処分

塗膜剥離剤で除去した塗膜くずの廃棄にあたっては、有害物の含有量、性状等に応じて適正に処分を実施する。

なお、PCBが0.5mg/kgを超えて検出された場合はPCB廃棄物となるため、施設を保有及び管理する者(発注者)が処分する必要がある。(詳細は第6章 PCB廃棄物の処分について参照)

6) 塗膜復旧

(10施設当り)

| | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|------|---------|------|------|------|------|
| 塗膜復旧 | | | | 10.0 | 10.0 |
| 諸雑費 | 人件費の10% | | | | |

- ※1 塗膜復旧作業は、水洗い・清掃、素地調整、下塗り、中塗り、上塗りを基本とし、各作業を1日毎に行う。ただし、下塗りだけでも上記歩掛を適用できる。
- ※2 復旧材料費(工器具、塗料)及び飛散養生費(飛散防止用シート、ケレン屑、塗料沫)は、諸雑費に含まれる。
- ※3 塗膜復旧に係る施設間の移動時間を含む。

7) 報告書作成

(10施設当り)

| | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| 報告書作成 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 1.5 | 1.5 |

8) 仮設費

高所作業車、橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|------|----------|----|----|----------------|
| 運転手 | 一般(又は特殊) | 人 | 1 | (注)1.による |
| 燃料費 | | L | | 運転1h燃料消費量×5.0h |
| 機械損料 | | 日 | | 賃貸料金 |
| 計 | | | | |

- ※1 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床10m以上」及び橋梁点検車等のうち「車両総重量25t」の場合は、運転手(特殊)を計上する。
- ※2 小豆総合事務所管内で橋梁点検車を使用する場合は、往復の航船料を計上する。